

午前10時00分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手をお願いいたします。順次発言を許可いたします。

○23番（河野数則 君） まず最初に、スポーツ健康課にお尋ねをします。

体育館施設に要する経費の追加の中で、各種体育館の整備工事費3,664万3,000円が計上されておりますけれども、この中身を教えてください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

中部地区体育館の屋根それから南部地区体育館の屋根の雨漏りを修正するという、工事費用であります。

○23番（河野数則 君） いや、お尋ねしたのは、この3,664万3,000円の内訳。中部体育館と南部体育館はわかっているのですけれども、内訳が幾らと幾らですかということをお尋ねしたのです。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

南部につきましては2,617万5,000円、中部につきましては1,046万8,000円というふうな内訳でございます。

○23番（河野数則 君） はい、わかりました。

そこで課長、お尋ねをしたいのですけれども、先般の議会で私どもの自民党議員団の首藤長老からいろんな、この南部については質問が出ました。これは今に始まった話ではないのですね。何年も前から雨漏りをしていましたし、エレベーターについても設置要望が随分出ている。そういう中で、今回補正で上げた理由を説明してください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

ただいま議員さん御指摘のとおり、補正で上げましたのは、これまで対策としてシーリングを施す、つまり部分修理を幾度か重ねてまいりましたけれども、その雨漏り箇所、原因箇所が特定できず、今年度特に雨漏りが激しくなってしまうと、ぜひ来年の梅雨あるいはその先に風雨が激しくなる台風等に対応するために、早く工事をしなければならぬということで補正に上げさせていただきました。

○23番（河野数則 君） 課長、これはわかっているのですよ。教育長、私が言いたいことは、この箱物をつくる時——建物ね——これは民間でも行政でも一緒だと思うのですね。10年たてば何しなければいかん、20年たてば、30年たてば、こんな計画がすべてあるわけですよ。ですから、個人の共同住宅にしても、例えば10年たてばこれをやるのですよ、20年たてば、例えば上の防水をやるのですよ、25年たてば外壁をやるのですよという、そういう計画の中で民間では修繕積立金、そういうものを集合住宅の中で全部ためているのですね。ですから、例えば10年たてば1,000万たまる、20年たてば2,000万、目標額に対してやるのですね。そういう中で、行政の今のあり方、別府市の行政のあり方を問うと、ただ箱物をつくるのはいいのですけれども、そういうメンテナンスの計画が全く上がっていない。雨漏りすればよくすればいいではないか。何か要望があればするという計画なのですね、やり方が。ということは、少ないお金で修理ができる部分をそういうような形の中で、ずっと長引かせれば、これは多大な経費がかかるわけね。そこら辺の計画をなぜ立てないのかな、立てられないのかなというのが1点。

それから、私は、こういう予算の計上については、今言ったように年次計画を立てながら、いいですか、年次計画を立てながら施設を改修するのが一番いい方法だと思うのですよ。雨漏りすれば屋根だけ張りかえればいい。では、このエレベーターはどうするのですか。

要望は出ていますけれども、では、南部体育館のエレベーター、私は、つけるのは大変難しいと思っている。やるということは聞いていますけれども、市長、現在の既成のこの建物にエレベーターをつけようとするれば、外につけるのか中につける二つしか方法がない。外からエレベーターをつけたら、莫大な経費がかかるわけです。中に設置すれば、今使っている部屋がなくなる。そこら辺が非常に問題になってくるので、今言うように、計画を立てながら、3月の初年度の予算で計画を立てながらするのが一番いい方法かな。ただ、今、雨漏りがする。途中でいろんな修理を実施したと言いますが、鉄筋の建物は、雨漏りがしたら、どこから漏るか分からないのですよ。これは専門家に言わせても、どこから漏るか分からない。ですから、そういうような雨漏りがすれば全部屋根を張りかえるとか外壁を全部やりかえるとか、それ以外に方法がないのですね。そこら辺で、何回も言うようにやっぱり計画的にすることが第一。

それでね市長、私が一番言いたいことは、この担当課がなぜスポーツ健康課なのかと思うのです。体育館だからスポーツ健康課だろうと思うのですけれども、この施設改修については、教育委員会の中に施設係があるわけですよ。ですから、この所管がスポーツ健康課で専門の係がないところにその施設を持たせても、私はどうにもならないと思うのです。何のために教育委員会の中にいろんな教育財産を管理する施設があるのに、どうしてそれを教育委員会の中で話ができないのかな。持ち分が別なら、私は、いつも縦割り行政で、同じ部の中でも所管が違くと全く話ができません。そこら辺をちょっと教育長、前々からずっと質問していますので、ちょっと答えてくれませんか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、この施設改修等につきましても年次計画で、所管課のみではなくて、横割り行政というのでしょうか、もう少し連携をとって綿密に、正確に、迅速に対応しなければいけないというふうに考えておりますので、今後十分検討し、努力してまいりたいと考えております。

○23番（河野数則 君） それと市長、もう1点。今、スポーツ健康課の課長さんがおられますけれども、こう言うのはいかがかなと思うのですけれども、スポーツ健康課におかれては、課長が毎年1年で交代するのです。毎年交代するのですね。ということは、下の現場から積み上げたものが、補佐までは通るかもわかりませんが、課長さんが1年で終わり。ということは、次の引き継ぎがあっても、全く新しい、わからない課長さんが見えるので、また最初からやり直しです。ですから、そこら辺も、やはり課長さんがかわるのが私は悪いと言うのではないのですけれども、システム上、恐らく県との関係でそうなっているのだと思うのですが、やはり課長さんの下、補佐のクラスまでで、やっぱりちゃんと継続的に話ができるようなシステムをとらなければいかんのかな。

ですから、今の課長さん、あなたは去年の申し合わせは全く知らないですね。新任だから、ことしの分だけしかわかっていない。そうすると、例えば恐らく私は、この課長さん、もう来年はいなくなると思っていますよ、私の感覚では。そうすると、新しい課長さんが見えたら、またわからない。また最初から話はやり直しです。そこら辺の、やっぱりシステムを変える必要がある。

それから、今度は次長。あなたは、当局の方から教育委員会に行かれておるのでお尋ねしますが、首藤議員からも前回、私は、きょうは自民党議員団を代表して質問していますので、首藤議員が言われたことも、きょう質問します。エレベーターについては、新年度で予算要求ができますか。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

現在、施設の耐震性を含め構造計算等の調査・検討をいたしており、今後も努力してまいりたいと思っております。

○23番(河野数則. 君) そういう答えになるだろうと思った。当然南部の人は、屋根がけが、雨漏りが済んだ、次はエレベーターと思っていますよ。今は「努力」なのです。ですから、新年度に向けても、これができるかどうか分からない。ぜひ新年度の予算に向けて、スポーツ健康課の課長さん、教育長さん、要望が出ていますので、その要望どおりに、どちらになるかわかりませんが、外からつけるのか、中からつけるのかかわかりませんが、このエレベーターも住民の要望ですので、ぜひつけていただきたいということで、スポーツ健康課に対する質問は終わります。

それから、次に観光課です。1点だけですが、地獄蒸し工房についてお尋ねします。

地獄蒸し工房については、当初、行政の直営でやられておりましたが、今の時期に指定管理者制度にした理由を教えてください。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

地獄蒸し工房鉄輪は、平成22年3月28日にオープンいたしました。オープン当初から指定管理に向けて、まずは平成22年度の実績を集約いたしまして、今年度に入りまして事務手続きを進めたところでございます。

最終的には所定の手続きをとりまして、8月4日に選定委員会を行いまして、それから、引き続きまして10月21日に第2回の会議を行って、2社申請があったわけなのですが、この2社の方々を対象にいたしまして選定委員会が行われて今回に至ったというようなことでございます。

○23番(河野数則. 君) 課長、答えはわかるのですが、この地獄蒸し工房については、飛行機の機内誌あるいは情報誌、それからテレビ等々で取り上げられて、随分お客さんもたくさんおいでになってにぎわっていると聞いておるのですが、この指定管理の導入について、どうして2社だけかなという思いがするのです。これだけの施設を公募したわけですから、私は、もうちょっとたくさんの応募があってもよかったのかなと。どうも何か応募の仕方が、市民に浸透していなかったというような気がするのですが、そこ辺はいかがですか。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

告知の方法というようなことでございますが、ことしの市報の8月号において指定管理者募集の記事を掲載いたして告知をしたような次第です。当初、その部分に関しましては、5社ぐらいの問い合わせはありましたが、最終的には先ほど申しましたように、正式に申請に至ったのは2社だけであったというようなことでございます。

○23番(河野数則. 君) では、5社程度問い合わせがあった、こういうことで最終的に2社になったということは、この中身をただすと、もしこの工房を受けても採算に乗らないのかな、合わないのかなというような思いがやっぱりあったのだろうと思うのです。非常に難しいという面が。そういう中で、普通大体この指定管理の期限については3年、5年、いろんな期間があるのでしょうかけれども、大体普通は3年が多いのです、3年が。行政がいろんな施設でこう、あれするときは、今、別府市の中でいろんな指定管理をやっていますけれども、ほとんど5年になっていますね。3年でなくて5年という理由を教えてください。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

指定管理者が、ノウハウの改善等によりまして、すぐれたサービスを提供し、雇用の安定化による人材確保の面におきまして、安定した管理運営が可能であるというような判断のもとに、5年間の指定期間といたしました。

○23番(河野数則. 君) もうこれは提案されていますので、当然、当初これができたときには、どうして直営なのか、どうして指定管理に出さないかという議論が、ある議員さんから——もうおやめになりましたけれども——相当話があったのも私も記憶していま

す。そういう中から、今後指定管理導入施設におけるモニタリング実施を初め、指定管理等の行政の責任が、当然私は今後は指摘されてくると思うのですね。これ、うまくいけばいいのですけれども、うまくいかない場合に、これはいろんな形の中で、新しい施設なので、やっぱり行政的に責任をとられるような方向性が考えられるのですね。そこら辺も当然、十分考えながらやる必要性があるのかな。

それと、市長、なぜ私がそう言うかという、私らも市内鉄輪のまちをうろうろときどき歩くのですけれども、やはり民間の地獄がまと、市がやる地獄がまと、競合する部分がたくさん出てくるのですね。そこら辺も将来的に、やっぱりこれはつくった以上やめるわけにはいきませんので、うまく競合する整合性を考えながらやっぱりやっていく必要があると思うのですが、課長、いかがですか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

指定管理者制度を導入いたしましても、市の施設である以上、その管理責任は当然行政側にあるというふうに考えております。指定管理者が、所定のサービスを提供できているかを確認するため、今御質問の中にもございましたモニタリングを実施いたしまして、指定管理者が提供するサービスが所定の水準を充足していない場合には、指定管理者に対してサービスの水準の改善を求めます。さらに、サービスが安定的・継続的に提供されていることも重要というふうに考えております。指定管理業務の収支状況や指定管理者の経営状態の確認が必要となります。方向性といたしましても、多様化するニーズへの効果的・効率的な対応が求められておまして、民間でできることはできるだけ民間にゆだねるとい、いわゆる構造改革の基本方針を背景といたしまして、市と指定管理者の円滑な協働によります公共サービスの質の向上とコスト削減が不可欠であります。

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図るほか、地域経済の活性化、地域の雇用創出、民間部門での新たな経済活動の創造等、真の官民協働によります公の施設の適正かつ効率的な管理を図ることを目指してまいります。

○23番（河野数則 君） はい、わかりました。いずれにしても民間の施設に余り行政がするものが余り……後でいろんな弊害が出てくるかな。もう中身は言いませんけれども、おわかりだろうと思うので、そこら辺もよく考えていただきたい。

それから、もう1点。観光課には、施設の中で志高の野営場の振興センターに委託するものが出ていますね。これもちょっときょう、いろいろとお聞きしたかったですけれども、この問題については私なりに理解をしています。それはなぜかという、改選前の振興センターの理事会、議員が議会代表で4人出ていました。そういう理事会の中で、スポーツ施設と志高の野営場は振興センターに独占的に委託をしよう。なぜならば、現在おる職員をやめさせるわけにいかん。職員は今後採用しないという中で、定年を待ちながら、将来的には振興センターを解散・解消するのだという中で、そういう話がまとまりまして、私ども代表の議員も納得をして、振興センターにこの志高の野営場とスポーツ施設だけは独占で委託をしようという話になったと私は記憶しています。

そういう中で、そういう話ができましたので、今まで前回改選前までは4人の議員が代表で理事会に出ていましたけれども、今新しい議会に改選になった後、そういう話がありましたので、2人ではかろうというので、今振興センターの理事会には2人の議員が出ているということです。その志高のものについては、私は、自民党議員団皆さん方に話ししながら、これは了としようということになった。

もう、これで観光課は終わります。

それから下水道課に入りますけれども、課長は見えているのかな。もうこの問題について、部長、余りそう構えなくていいから、余りやかましく言いはしないから。何かこう構

えて、何言うかなと思っているけれども、実を言いますと、これは私の所管の建設水道の問題なのです。ですから、この質疑の中で、委員会に属している議員が余り言うべきではないと思っています。ただ1点だけ申し上げたいのは、これはやり方が全く逆なのです。もうおわかりでしょうけれども、耐震調査もしていない。まず私に言わせると、耐震調査が先。それから、さきの9月議会で3億8,000万で全部機器を入れかえました。これも耐震調査をする前に入れかえている。今度は、その前に何かというと、また指定管理者制度にするという問題。ですから、私に言わせると、耐震調査をしてこの施設が結果的にどういふものを改修しながら、ちゃんと存続するのですよという結果が出た後に、私はあの中のを全部入れかえるべきだったのではないかな。それから、そのものがちゃんと整った後に指定管理者制度に移行するのではないかなというのが、私の思いです。

今言いましたように、この問題は時間が随分かかりますので、委員会で時間をかけて、今度、私の建設水道委員会にはほとんど議案がありませんので、このことは委員会でやらせていただくということをお願いして、私の質疑は終わります。

○7番（加藤信康君） それでは、事前にちょっとお話ししていますけれども、まず議第80号の一般会計補正予算の中の総務費です。

一般会計の補正予算をずっと眺める中で、特に目立ったということで一般職の給与が減額をされている、そして報酬が軒並みふえている。各部署、軒並みそうなのです。そして各部署、また共済費が軒並みふえている。そのまとめが、58ページの方に数値として出ているのですけれども、人件費の部分をまとめた部分ですけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

今回の補正理由でございますけれども、平成23年度当初予算の編成は、平成23年度の予算編成時の人数から、平成22年度の退職予定者を差し引いて、平成23年度新規採用予定者、これを加えた人件費にて編成を行っております。その後、5月及び7月の人事異動等の確定が行われ、その差額が生じることに加え、退職者や育児休業者等の減額部分などを整理した結果、各事業別の人件費に変更が生じたために補正を行うものでございます。

内容について御説明をいたします。

まず報酬についてでございますけれども、4,103万7,000円の増額でございます。全体として非常勤職員の配置人員等の増等により増額でございます。大きな原因といたしましては、保育士が14名増となっております。これは待機児童解消のため、4月から高い充足率としたためでございます。

次に給料でございます。給料につきましては、6,294万円の減額でございます。内容としては、人事異動に伴う昇格・昇給等の差額によるもの、2点目としましては、退職者、育児休業者等の減額分が主な減額理由となっております。

次に職員手当でございます。職員手当につきましては、2,114万3,000円の減額でございます。期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当等の減額によるもので、その主なものは、退職者による支給対象者の減、人事異動等の確定による単価差額によるもの、それから退職者、育児休業者等の減額によるものとなっております。

最後に共済費でございますけれども、共済費については1億2,273万円の増額、追加額となっております。これは共済の負担金率の変更等に伴うものでございます。御存じのように地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものでございます。その内訳は、短期給付事業として、組合員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業または災害に対して、必要な給付

を行うものでございます。また、長期給付事業として、組合員の退職、障害または死亡に対して、年金または一時金の給付を行うものです。それぞれの事業を運営するため、職員の月額報酬をもとに負担率を掛け共済負担金として支出しております。この負担率が上昇したことによる増額補正となっております。

以上の合計で、人件費の補正予算の総額は7,968万4,000円の増額で、この結果、平成23年度一般会計の人件費決算見込額は84億993万5,000円となっております。

- 7番（加藤信康君） はい、わかりました。報酬が伸びたという部分については、特に待機児童解消のための保育士をふやしたということであり、共済の方も、法改正によるものということで、これは従わなければ仕方がない部分かなと思うのです。

職員給与ですけれども、人事異動と昇格・昇給等の差額ですね。それと休職、それから育児休業者の減額部分ということですが、特に最近、先ほど総額の人件費84億と出ました。この報酬の部分も含めて全部入っているわけですね。非常勤の給与も含めて入っている。各議会でもちょいちょい話が出てきますけれども、職員のメンタルヘルスを理由とした休職等がふえてきている。現実には僕もそういうふうに感じています。同時にまた育児休業の部分ですね。これも国の法に従って、育児休業法に基づいて休んでいくわけですね。それから病気で休職、メンタルヘルスでも休職して、育児休業でも休職をしていく中で、その代替はすべて非常勤の報酬で賄っていく。通常それでいいのですけれども、ただ言ったように、その非常勤がすべての責任を負うわけではありませんから、正規職員にかなりの負担が出てきている。部署によっては、市役所の中も夜11時、12時になってもまだ電気がついていいる部分がありますから、そういう対策はやっぱり十分職員課としてやっていただきたい。

特に、そのメンタルヘルス対策ですね。原因も当然調べていかなければなりませんけれども、やっぱり業務過多、または逆に業務がふえることによって人間というのはいろいろがふえてきますから、人間関係を悪くしていく。こちら辺は常に人事管理上、やっぱり徹底をしていかないと、これはマイナスのスパイラルに入ってしまう。休む人がどんどんふえて非常勤がふえていく。そしてまた職員も余り採用するな。財政的にもいろいろぎりのところに来ていますから、そうするとまた比重が高くなって、さらにまた病人がふえてくる。こういうところに陥らないような対策をぜひお願いしたい。

それから母性保護もそうです。日本の母性保護というのは、ヨーロッパをまねして育児休業等、制度だけをどんどん充実させているのですけれども、特に公務員だからということで、やっぱり民間のお手本になるために、先に必ず守りなさいよ。そう言いながら、やっぱり財政的な部分もあるでしょう、現場ではフォローアップが全くできていないですね。採用にしても人事管理にしても、それを補うための措置がされていない。やっぱりそこまで考えた上で今後の人事管理、採用も含めた点を考えていただきたいなということで、この点については終わりたいと思います。

次に、指定管理に入ります。

議第92号、94号も振興センターの件なのでかわってきますけれども、今回はスポーツ施設の指定管理、指定に至った経過を簡単に説明をお願いいたします。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

6月29日付で教育委員会としまして、別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会の方に諮問をいたしました。

その内容ですが、体育施設は市民スポーツの奨励、健康増進を推進するという施設の性格や設置の目的、業務の特殊性や専門性、また振興センターの設立の経緯等を踏まえた政策的な見地から、選定方法は非公募とし、指定管理候補者は財団法人別府市総合振興セン

ターとすることの妥当性について諮問をいたした次第でございます。

そして、8月9日付でその検討委員会より野口原のグループ、実相寺のグループ、弓道場、アーチェリー場についての指定管理が妥当であるという答申をいただきました。その内容ですけれども、野口原、実相寺のグループの対象施設が、市主催の行事や市が積極的に進めているスポーツ観光誘致事業と深いかかわりがあるということから、非公募を妥当とする。また弓道場、アーチェリー場につきましても、危険を伴う競技という視点から、安全管理が要求されるために特定の団体の利用に限られるということで、別府市弓道会を妥当とするという答申をいただきました。

- 7番（加藤信康君）ありがとうございます。僕は、その判断、評価をしているわけですが、先ほどの質問の中でも出てきましたけれども、今回、野口原、いろいろじっくり見なければいけない間に、野口原グループと実相寺グループを一つにして、そして指定管理に出しました。これは前から言っておったのですけれども、これも僕は評価します。というのは、野口原のサッカー場と実相寺のサッカー場、大きな競技会を持ってくると必ず連携をしていく。別々に出していくというのは決して得にはならない、スポーツ観光の面からも含めて。そういう意味では駐車場対策だとか、そういう競技会の運営と一緒に指定管理を出すという部分については評価をしたいと思います。

それから、今回振興センターへの任意指定ということなのですけれども、これまで振興センターに長い間ずっと委託、それから指定管理でお願いしてきました。スポーツ健康課としても中の業務、どういう技術が必要なのかというのをじっくりやっぱり知っておいてもらいたいと思います。サッカー場の芝それから野球場の芝、おのおのの球場の管理とかいうのは、かなり特殊な技術だな、全然別なのですね。同時にテニスコートもそうです。テニスコートは、今言いますけれども、あんなアンツーカーのコートなんかいうのは、全国的にも少ないですね。アンツーカーを管理できる人というのは、かなりの技術が要るわけです。それから市営プールもありますよね。あらゆる種類の違ったスポーツの管理をしていく、そういう意味ではかなりの経験それから技術が必要だというふうに、あわせて植物相手、芝相手になると、確かにそのプロの方々もおるのですけれども、勘とかですね。ここは肥料をやる、やらないとか、そういう勘も大事になってくるのですよ。それだけのものを一つまとめて指定管理に出すというのは、極めて難しい判断を求められますから、そこをぜひスポーツ健康課もやっぱり理解していただかないと、これまでは信頼の置ける振興センターだったから任せればいいのです。僕は、現場の各担当の職員の方々と話をしますけれども、信頼して任せられる、そういう話になっているのです。しかし、そこはこれから先、果たしてそれですと進みますかとなったときに、やっぱりスポーツ健康課としてどれだけのノウハウ、技術が必要かというのをぜひ理解をしておいていただかないといけないなというふうに思います。

今回、振興センターが指定されたということについては、先ほど河野議員の方からもありました。現時点では、僕は評価をしたいというふうに思います。

同時に振興センター、温泉施設も撤退をしました。そして徐々に縮小する、ソフトランディング、少しずつ減っていくという方向性でおりますけれども、ただ、中で働いている職員が不安を持ったまま、市民福祉の一番中心になっているこのスポーツ施設を、不安を持ったまま運営をしていくというのは、僕はよくないと思います。そういう意味では今回5年間で、当然連携を密にしながら、同時にどういう技術があるかというのは十分スポーツ健康課としても把握していただいた上で、自信を持って、責任を持って管理できる体制を組んでいただきたい。このことをお願いしておきたいと思います。どこが受けても多少のトラブル等はあると思いますけれども、やっぱりスポーツ健康課が一つの窓口になっているわけなので、即座にできる対応を、契約の中ですから、契約の中でのルールをお願い

しておいて、しかし指定管理者と市民との間にトラブルが起こるのですね。しかし、それを、これはルールの中の問題ですから、やっぱりスポーツ健康課としてそこに入っていないと市民の納得がいかない部分が出てくるかな。市の施設ですからね、市が最終的にやっぱり責任を持っていただきたいというふうに思っています。それで、今回、それで結構です。

最後、先ほどちょっと出ました地獄蒸し工房の件です。指定管理の状況ですね。運営は、この前ちょっと話をする中で、指定管理料と利用料ということの話でしたけれども、開館から2年たつ、3年目になるのですかね、利用者の推移をとりあえずどういう状況なのかをお聞きしたいのですけれども。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

地獄蒸し工房は昨年3月にオープンいたしまして、2年目を今いっているというふうな状況でございます。平成22年度末までの地獄蒸しがまの利用者数は、5万9,168人でした。

今年度の利用状況を見ますと、11月末までの集計が4万7,543人ということでございます。昨年の11月までの累計が3万8,186人でございますので、今年度は昨年度と比較しまして、11月末の時点では9,357人増加というふうになっております。

○7番（加藤信康君） 伸びているということで、あそこにああいう施設をつくった効果というのは感じますし、特に別府の温泉をメインとした観光地のまちづくりとしてあそこをつくった効果があらわれているという部分については、大変うれしく感じます。

そういう中で、今回指定管理を公募で出しました。あその施設と、下はしょっちゅう僕も行くのでわかるのですけれども、2階施設とか休憩所とかいろいろあるのですけれども、そこまで含めて、今回その指定管理の候補者からある程度提案があったと思うのですけれども、どういう提案があったか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

地獄蒸し工房鉄輪の2階につきましては、交流室というような位置づけになっております。鉄輪の歴史、温泉、あるいは観光情報の展示コーナーや国内外から視察にお越しになった方への対応等で使用いたしております。週末それから祝日等におきましては、1階の食事コーナーの席数が少ないため、食事のスペースとして使用される場合もございます。

そのほかということですが、指定管理候補者から交流室の利用に係る具体的な事業の提案はございませんでしたが、事業計画書におきましては、交流室の利用と広場での催事の開催等によりまして地域振興を図りたいとのほか、特定非営利活動法人でございするため、収入増加によります利益が生じた場合には、非営利事業の鉄輪温泉地区のまちづくり事業に運用し、別府観光の浮揚に寄与できるようにしたいという趣旨の計画がございします。

○7番（加藤信康君） ありがとうございます。公の施設といっても、市長が鳴り物入りでまちづくり交付金を使ってまちづくりの一つとしてあその施設をつくったわけですね。今回、僕は——いろんな意見があると思うのですけれども——公募したというのを余り納得していないのです。ああいう、やっぱり伝統的な地獄蒸しという施設を、一つの観光客を呼び寄せるための材料としてつくっていった。そして、人が確かにそこに集まってきている。でも、やっぱり伝統的な技術であるからこそ、地元の人たちの協力なしにはできないわけですね。それをあえて公募してよその人を入れていこう。僕は、まちづくりの意味合いからすると、あえてそういう判断をして公募したというのは、納得がいきません。僕は当然、地元の人が加勢してもらわないとうまくいかないと思うのですね。そういう意味では選定委員会のせいにして、せいにするという言い方はあれですね、逆に責任を負わせてしまうというよりは、やっぱり執行部が最終的な責任を持つわけですから、自信を持って方針を出すべきだと思います。

これは振興センターの部分もそうなのです。理由がある以上は、やっぱり責任のとれる範囲でしっかりと提案をすればいい。あえて公募をする理由はないと思います。理由がないならいいですよ。ちゃんとした理由を持っている以上は、やっぱり執行部サイドとして意思を持って、自分たちが責任を負う。これは議会に対してもです。その姿勢をぜひお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

- 12番（猿渡久子君） きょうは、障がい者関係の予算についてのみの質問となります。よろしく願いいたします。

一般会計の補正予算の29ページから30ページにかけて、追加額が提案をされています。この障がい者のサービス受給の追加額は毎年提案をされて、経費が伸びてきていると思うのですが、特に30ページに計上されております自立支援給付に要する経費の追加額、これは3億4,254万2,000円の追加額となっています。すでに計上されている予算とあわせて23年度の決算見込みは幾らになるのか。また、19年度から22年度までの決算額は幾らかを教えてくださいたいと思います。かなり、毎年伸びてきていると思うのですね。その毎年伸びてきている増加の要因というのを、どのようにとらえているのか。その要因がわかれば、教えてくださいたいと思います。

障がい者の人数がふえてきているということは、過去の答弁でもありますけれども、その人数についても、過去3年間でどのように変化しているのか。今年度23年度については、その内訳も含めて教えてくださいたいと思います。

- 障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

自立支援給付に要する経費についてでございますが、平成23年度につきましては、現計予算額が19億4,088万8,000円であり、追加額3億4,254万2,000円と合わせて22億8,343万円の決算額を見込んでおります。また、平成19年度の決算額は15億953万1,131円、平成20年度の決算額は15億8,565万2,991円、平成21年度の決算額は17億8,364万2,701円、平成22年度の決算額は20億1,279万8,990円となっております。

次に、増加の要因についてでございますが、基本的には対象者数の増加に比例するものであるととらえております。平成21年3月31日現在の障がい者の手帳所持者総数は8,349人、平成22年3月31日現在の障がい者の手帳所持者数は8,546人、平成23年3月31日現在の障害者手帳の所持者数は8,671人で、内訳は、身体障害者手帳所持者数が7,122人、療育手帳所持者数が846人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が703人となっております。

このように障がい者の所持者数の増加に加えまして、発達障害等の手帳所持者ではないが、自立支援給付のサービスを受給できる方の増加が主な要因と考えております。

- 12番（猿渡久子君） 今の答弁で、平成19年で15億9,500万余りだったものが、今年度23年度の決算見込みは22億8,343万の決算見込みということですね。かなりの伸びです。また手帳所持者、障害者手帳を持っていられる方の人数もかなりふえてきているわけですね。23年度で8,671人。知的、身体、精神、それぞれ伸びがあると思うのですが、私は過去の答弁を検索してみましたら、過去にこういう答弁をしています。平成13年は6,471名、平成14年6,578名という手帳の所持者なのです。だから、手帳を持っていられる方だけでも相当に毎年伸びてきているわけですね。その背景には、私は高齢化が進んでいるということもあると思いますし、やはり手帳を持つことに特に精神の方などは、以前はかなり抵抗があったわけですね。手帳をとってもなかなかメリットがないというふうなことも言われていましたが、その辺が、手帳を持つことによっていろんなサービスが利用できるということが広がっていった、手帳を持つことに抵抗がなくなっていく、そういうこともあるかと思うのです。また、発達障

害などの手帳を持っていないけれども、サービスを利用できるという方がふえているという答弁がありました。この発達障害、私もなかなか勉強不足で資料を障害福祉課の方からいただいたわけですが、中枢神経系に何らかの要因がある、機能不全があると推定されるといふ障害が多いようですが、自閉症だとか高機能自閉症、学習障害、LDと言われる障害ですね、あるいは注意欠陥多動性障害、ADHDと言われるもの、こういういろいろな発達障害がありますね。私は、以前保育士をしていましたけれども、昔はこの発達障害ということがわかってなかったのですよね。保育所にも、言葉が遅いなとか、友だちとうまくかかわれないとか、ちょっと落ちつきがなくて走り回ったり、そういう多動性がある子どもさんとかもいましたけれども、知的障害があるわけでもないのにどうしたことかなというところえ方だったのですよね。それが、ここ最近の間にいろいろと解明をされてきて、実は発達障害なのだということ、いろいろなこういう発達障害があるのだというふうにわかってきたわけですね。その発達障がいの方たち、あるいは高次脳機能障害、そういう方たちもサービスを受けられるわけですね。そういうことが広くわかってきて、お医者さんからそういうサービスを受けられますよということで、お医者さんがその判断をして診断書を書いていただいてサービスを受けている。

また、ことしの8月に障害者基本法が改正をされましたけれども、これまでもそのサービスを受けられてきていたのだけれども、ことしの8月の障害者基本法の改正によって、障がい者の位置づけとしてもこの発達障がいの方たちが加えられた。この法律の附帯決議の中で加えられたということもあるわけですね。そういうふうな発達障がいの方たちの位置づけも変わってきているということもあって、サービスの利用がふえているということだと思えるのです。昔は、その障害を持っている方は家の中に閉じこもりがちだった人が多かったのだけれども、サービスを利用しよう、あるいは外に出ていこうという社会的な状況、機運といいますか、高まってきたということも背景にあると思うわけですね。

この自立支援給付に要する経費の財源内訳について、教えてください。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

自立支援給付に要する経費の財源内訳でございますが、特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1、一般財源が4分の1となっております。

○12番（猿渡久子君） かなりの伸びを示しているわけですが、別府市の一般財源、市の負担としては4分の1、あとは国と県が負担するという内容になっているということですね。今、一般質問でも障がい者の関係の質問を予定しておりますけれども、社会モデルということが言われていますね。障害を持っていること自身に要因があるというよりも、そうではなくて、障がい者が大変な思いをするのは社会の側に問題があるのだ、足が悪かったり目が悪かったり、耳が悪かったり、あちこち障害があつたりしても、それは社会の側が、彼らが抵抗なく、問題なく生活できるようにしていくことが大事なのだという考え方が普及していますね。その社会モデルということが今言われていますので、そういう考え方の中でこのサービス利用が今後も伸びていくだろうというふうに思いますけれども、やはり大変大事な事業であり、予算の確保に努力をしていただきたいというふうに思います。

こういう流れの中で障害者基本法自体は、障がい者の方々が不十分だというふうな声が上がっていましたが、総合的な障害者福祉法の制定ということが言われていますね。そういう動きの中ですので、やはりこのような予算確保というのは非常に大事だというふうに思うわけです。

もう一つ、具体的な中身にいきますが、29ページに地域生活支援に要する経費の追加額1,747万9,000円が上がっています。これも追加額で上がっていて伸びてきているわけですが、その中で特に日中一時支援事業の委託料が上がっています。この日中一時支援事業、私は以前も、非常に大事な事業でさらにニーズがあるのではないかと、ふや

さないといけないということを書いてきた経緯があります。これは、障がいを持っている子どもさんが、放課後児童クラブ的なものと考えていいのかなと思うのですが、放課後の預かり支援とか夏休みとかの長期休暇のときに預かって支援をするとか、また土曜・日曜・祝日の預かり支援、こういうものですね。しかし、人数が多いわけですね。以前よりも受け入れ箇所、事業所としてはふえてきているのだけれども、それでもまだまだ十分ではなくて、どこもいっぱいということも聞いています。事業所の方の御意見などを聞きますと、単価が安いのだと。単価が安いから本当は職員さんを雇いたいのだけれども、パートでないと雇えないというのですね。重度の知的障害の知的Aの方は、1日の1人の単価が4,000円だけれども、知的Bの方になると2,800円というふうに聞いています。せめてAもBも重度の方に合わせた4,000円にしてもらえたら大分違うのだけれどもということも言われています。これは市独自で決められることだというふうに認識しているのですが、この点ぜひ単価を上げて十分な対応ができるように、質の確保に努力できるように、今、災害の問題などもあって、子どもたちの安全、命をどう守るかということも非常に関心が高い大事な問題になっていますのでね。また、受け入れ箇所数をふやしてニーズにしっかりこたえていけるようにする。そういうことにもつながっていきますので、この単価を上げるということについてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障がい児への支援、保護者への支援につきましては、可能な限り力を注いでいるところであります。他市町村との地域間格差がないように努めてまいりたいと考えております。

また、平成24年4月には、法改正により新たに放課後デイサービス等の事業が開始されることとなっております。事業の詳細につきましては、今後国が示すこととなっておりますので、その通知等を待ちたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 来年の4月から法改正で制度が変わっていくということなのですが、その機会にぜひ単価も上げてもらいたい。他市との均衡ということを言われましたけれども、たぶん日出や大分や、ほかの市町村も同じような状況にあると思うのですね。単価を上げてもらいたいという要望は強いと思うのです。ですから、一緒に協議しながら、やはりどこの市町村も一緒になって、そういう要望にこたえていけるように努力をさせていただきたいと思います。これまでも箇所数をふやすということでも努力をしていただいて、そういう点の評価はしています。ありがたいと思っていますので、今後さらにそういう点で努力をいただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

○24番（泉 武弘君） 私は、議第92号から95号までの議案について質疑をさせていただきます。別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場ほか1施設の指定管理料5,843万5,000円、総合振興センター。地獄蒸し工房鉄輪指定管理料5,500万、鉄輪共栄会、公園テニスコートほか14施設の指定管理料7億5,054万5,000円、合わせまして8億6,398万円。この指定管理料について質疑をさせていただきます。

振り返ってみますと、多くの議員の皆さんがこういう関連予算を認める中で、私がかたし記憶では1人だけ反対いたしておりますのが、総合振興センターに対する指定管理の問題です。さらには職員厚生会、水道事業の企業手当、こういうものについて、たしか私だけが反対してきたというふうに認識をいたしています。なぜ私がこういう事業に反対をするのか、きょうの質疑で掘り下げてみたいと思います。

さて、鉄輪地獄蒸し工房ですね。先ほど入場者数がふえた、観光に寄与している、こういうお話がありました。そこでお尋ねします。地獄蒸し工房が周辺地域に及ぼした経済的利益の算定は終わっていますか。これが1点。

それから、地獄蒸し工房の事業計画を見ましたけれども、お盆、さらにはお正月、ゴー

ルデンウィークの営業時間が定かに見えませんが、これについてはどのようになっていますか。

この2点、御答弁ください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、最初の御質問でございます周辺地域に及ぼした経済効果の算定ということでございますが、大変申しわけありません、きちとした形では算定はしておりません。ただ、ちょっと時期は忘れましたが、工房開設をして1年少し過ぎたぐらいに、鉄輪の地区の方に寄っていただきまして、当然その中には工房で取り引きされている方、あるいは直接ではないにしろ商売をされている方……（「課長、すみません。したのか、しないのかだけを」と呼ぶ者あり）その中でお答えいただいたのは、工房ができ上がってから、工房が開設してから、商売の方は繁盛してきたというような御意見もいただいております。

それから、2番目の営業時間の部分についてでございます。現在、条例の中で毎月第3水曜日、それから1月1日を休みにするというような形で定められております。指定管理以後どうするのかということになりますが、今後、今年度中にはその辺を詰めて、お客様のニーズにこたえられるような形の中で考えていきたいと思っております。

○24番（泉 武弘君） 市長、地獄蒸し工房に関係する事業費が7億ですね。この地獄蒸し工房が3億なのです。それで、今この借入金の償還に年間1,400万ずつ支払うということになっている。この支払い総額は、1億3,000万になります。今、課長から地元との意見交換会で非常に反映しているというふうに言われたと言いましたけれども、参加者は、今やっている熱の湯です。それからもう一つは、この地獄蒸し工房の関係者が大多数なのです。その人たちが、自分で勤務して関係している人が、いや、これは間違いましたと言うことはない。

先ほど23番議員も指摘をしましたが、地獄蒸しというものが、行政がてこ入れをして入場者数がふえれば、民間が減るというバランスになってくる。もうすでに聞き取りしましたけれども、民間の地獄蒸しを持っている方々はかなり影響が出ている。これはどうなるか。税収にはね返ってくる、税収減という形で。やはり難しいかじ取りをしなければいけないのが、この地獄蒸し工房だ。いわゆる官民の担うべき役割を明確にして、それを絶えず注視していかなければいけません。これがこの地獄蒸し工房だと思のです。昨年度、施設管理料として上げているものが収入で補えなかった。100万ぐらい足りなかった。これが現実なのです。

さらにこの地獄蒸し工房、行政が今後どうかかわっていくのかということも明確にした上で将来的計画もつくってもらいたいな、こういうことだけこの地獄蒸し工房については要望いたしておきます。

さて、総合振興センターの問題に入りますが、今回、志高湖野営場、それから15施設の体育施設の債務負担行為が上がっています。志高湖の野営場は5,800万、公園テニスコートなど15施設は7億5,000万。今回の予算計上を見まして、大丈夫なのかな、この予算で、おいおい大丈夫かという疑念が生じています。幸いに副市長が総合振興センターの理事長ですから、まず最初に、予算審議に入る前に、これは副市長、予算編成方針に基づいた根拠のある積算に基づくものでしょうか。これだけを御答弁ください。

それからもう一つ。新公益法人に移行が始まります。新公益法人に移行しますと、今のままで総合振興センターの法人格は担保されるということはありません。

これは、市長、25年11月30日までに新公益法人に移行しなければいけません。ところが、今度総合振興センターは28年までの指定管理になっていますので、25年に新公益法人に移行しますと、今のままの法人格が存続するということができなくなる可能性もあるのです。この新公益法人を見ますと、一般財団法人と公益財団法人に分けますけ

れども、推進課の課長、新公益法人の移行に伴って総合振興センターが今のような体制が維持できるという可能性はどのくらいだとお考えですか。まず、友永理事長から御答弁ください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

まず最初の、新公益法人の問題でございますけれども、現在どういう形でやるかということで、ある程度の方針は今内部で協議をいたしております。今後につきましては、どういう形、先ほど議員さんがおっしゃいました時期までにはきちっとしたいということで、また理事会の中で御報告を今しているところでございます。そういう中で、今後は検討させていただきたいというふうに思います。

先ほどの予算の関係につきましては、振興センターといたしましては、私の方にはこういう形といいますか、詳細につきましては、ちょっとあれなのですけれども、提案をしたいということはお聞きしております。

○24番（泉 武弘君） 提案をしたいということをお聞きしているのではなくて、あなたは理事長でしょう。あなたが予算を要求したわけです。だから私が確認しているのは、積算根拠が明確な予算要求ですかということ。それが1点。

それからもう1点は、25年11月30日までに新公益法人に移行しなければいけないという法律でしょう。ところが、指定期間は28年なのです。途中で法人格が移行するのに、28年までの指定管理ができるのですかと聞いている。

○副市長（友永哲男君） お答えいたします。

今、その内容につきましては、理事会の中でもお話をしておりますし、「できるのですか」ということでございますが、当然のことながら、新公益法人になるということで、今定款を定めるような形をとっております。そういう中で私の方はそういうふうに28年度までになるかということでございますけれども、現在のところ私の方は、そもそもその先につきましては、縮小また廃止ということも考えておりますし、そういう中で、理事会の中で私の方は判断をさせていただきたいというふうに思っておりますし、先ほどの予算の関係でございますけれども、予算につきましても、確かに私の方は聞いておりますし、私の方はそういう振興センターとしての方針として提案をさせていただいたということでございます。御理解をいただきたいと思います。

○24番（泉 武弘君） もう1回だけ確認をさせてくださいね。市長、いいですか、よく聞いてください。今、総合振興センターの法人格は、25年までにどちらを選択するかということを決めなければいけない。ところが、今回の指定管理は28年までなのです。途中で法人格が変わる可能性が極めて高いと言われている。このものを相手に28年までの指定管理の対象者が決定できるのですかと聞いている。そこはどうですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

総合振興センターは、行政を代行・補完する組織として設立された経緯があるわけですが、社会経済状況の変化によって、今御指摘のとおり公益法人制度改革というのが行われました。したがって、総合振興センターは平成20年12月から特例民法法人という形に移行しております。平成25年12月までに種々の目的、それから事業内容を検討して、適切な法人形態を選択する必要があります。選択しない場合は解散という形になります。今のところ、振興センターは一般財団法人として移行認可を受ける方向で検討しておりますので、これから、それまでに定款の変更や財務の整理など、そういう組織と経営の抜本的な見直しを行わなければならないと考えております。

それから、今御指摘があった指定管理期間中に公益法人から一般財団法人に移行することにつきましては、移行後においても団体の同一性が認められれば、改めて再度認定を行う必要はないという見解が出されております。

- 24番（泉 武弘君） 一般財団法人になりますと、税制上の優遇点がなくなるのですね。それでは、今回の事業計画書は、そこらまで見込んだ25年以降の事業計画を出しているのですか、どうですか。答弁してください。
- 企画部長（大野光章君） 答弁させていただきます。
- 今回の債務負担行為についてですが、これにつきましては、議員御指摘のとおり予算の一環をなすものであります。ただし、これはあくまで限度額を示すものでありまして、各単年度ごとの予算を計上する上でその限度額を見る中で見直し、当然、単年度ごとの予算というのを再度計上させていただきます。
- そういった中で、今お話のありました法人の移行、そういったものに対して、また若干なりの修正が入ってくる可能性は否定できないものと思います。
- 24番（泉 武弘君） そうなのですね、部長、そのとおりなのですよ。恐らく25年度移行の修正が出てくるということ、議会は十分考えた上でこの議決に臨まなければいけないということを私はあえて指摘したかったのです。
- そこで、それではもうちょっと、きょうのメインに入っていきます。指定管理のうち野口原・実相寺グループ15施設、指定管理料7億5,054万5,000円、志高湖野営場ほか1施設の管理料5,843万5,000円。確認します。野口原・実相寺グループの配置人員、これから5年間の配置人員、野口原・実相寺グループの正規職員は、兼職を含めて15人、臨時28人、志高湖野営場の正規職員が2.3人、臨時1人。それから、この総合振興センターの独自事業の配置人員は、温泉給湯、総務管理、野営売店、北浜海浜駐車場、配置人員は、正規職員が2.2人、臨時職員が4人。総合振興センターが今後事業をやっていく上で正規職員が19人、臨時職員64人の体制というふうに理解していいのかどうか、まず御答弁ください。
- 政策推進課長（稲尾 隆君） 本来であれば、それぞれの所管部局にてお答えする点かもわかりませんが、温泉施設等の自主事業も入っておりますので、私の方で答えさせていただきます。
- 御指摘のとおり、間違いございません。
- 24番（泉 武弘君） スポーツ施設15の指定管理料の7億5,000万のうち、人件費は5億7,975万円となっておりますが、指定管理料に対する人件費の比率、さらには、この人件費の比率の中で正規職員と契約職員との比率がどうなるか、担当課、答弁してください。
- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。
- 指定管理料の中に占める人件費の割合は、77%でございます。その中で正規職員と契約従業員の比率は、79対21となっております。
- 24番（泉 武弘君） スポーツ健康課の課長にお尋ねしますが、事業計画ではスポーツ施設に対する正規職員は、28年度まで15名体制というふうに計画書が提出されておりますが、これは間違いありませんか。
- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをいたします。
- 正規の職員11名と0.5人役で4名の兼務ということですので、13人でいきたいと思っております。
- 24番（泉 武弘君） あなたの方が出した資料でしょう、これは。15名でしょう、兼職を含めて。違うのですか。もう一回答弁してください。
- スポーツ健康課長（平野俊彦君） 失礼いたしました。職員は15名であります。失礼しました。
- 24番（泉 武弘君） 15名が平成28年まで勤務するということですね。そのように理解していいのですか。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。
今の、そのとおりでございます。
- 24番（泉 武弘君） 23年度時点、総合振興センターの正規職員は20名です。市長、よく聞いておいてくださいよ。友永副市長もよく聞いておいてください。24年度に指定管理者制度に移行しますね。この年に、現在の19名の職員が5名退職します。25年度3名退職します。26年度は1名退職します。27年度2名退職します。28年度2名退職します。指定期間に現在の19名の正規職員が13名退職します。
担当課長、担当課長。今私が申し上げた指定管理期間24年から28年の間に退職者が13名あるという理解でいいのかどうか、御答弁ください。
- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。
今、議員さん御指摘のとおりと認識しております。
- 24番（泉 武弘君） では、15名はどこから持ってくるのですか。19名しかいない正規の職員が、この5年間で13名やめるわけでしょう。どこから職員を持ってくるのですか、正規職員を。答弁してください。
- 企画部長（大野光章君） 答弁させていただきます。
全体的なことなので企画部の方から答弁させていただきますが、ただいまの人数の件についてですが、先ほども答弁させていただいたとおり、これは5年間の債務負担ということで言っております。それから、今年中または若干年明けになるかと思いますが、第3次の健全化計画、これの方を振興センターで策定していただくようになっております。その中で最終的に職員の不採用、これを再度確認したいと思っております。その結果に基づいて、今、最大限の金額で積算をしておりますが、単年度ごとにその部分については、また見直しの対象になってくるものと考えております。
- 24番（泉 武弘君） 部長、いいかげんな答弁をしなさんなよ。そういう答弁を聞くと、虫ずが走るね。事業計画を出してきたわけでしょうが。事業計画に年次ごとの人件費が出ているのでしょうか。この人件費の積算根拠というのは、正規職員15名ということで積算しているのでしょうか。違うのですか。担当課、そうでしょう。担当課が答弁して。
- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。
先ほど言われた、15名という兼務職員を含む職員配置で考えております。
- 24番（泉 武弘君） いわゆる正規職員の配置ということは、絶対的に不可能なのです。不可能というのは、正規職員がやめていくから不可能でしょう。先ほど総合振興センターの将来に対して議論があったでしょう。もう補充はしない。あなた方が出してきたこの事業計画に基づく人員の配置、これはもう最初から不可能なの、正規職員がいなくなるわけだから。なのに、人件費は正規職員で計上している。このように理解をしいいのですか。答弁してください。次長、どうなの。
- 教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。
先ほどから言われているように15人という形でありませうけれども、また、先ほど市長部局の答弁にもありました。あくまでこれは限度額ということでございますので、毎年の計上につきましては、精査していかなければいけないというふうな形で思っております。
- 24番（泉 武弘君） そうではないよ。精査ではない。最初からあなたたちは架空の人件費を要求している。最初からわかっている。副市長、わかっているでしょう、あなたが総合振興センターの理事長だから、年次別退職者数というのをわかっている。わかっているながら請求しているの。ここに大きな問題があると私は言っている。
年次別を見ましようか。職員人件費を年次別に正規職員が退職した場合の人件費の削減額で見えますと、平成24年が694万円、平成25年が3,470万円、26年が2,082万円、27年が694万円、28年が1,388万円、合計正規職員の退職に

伴う人件費の削減額は8,300万。このように理解していいのかどうか、担当課、答弁してください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） 御指摘のとおり、方針につきましては、今後退職者数の見込みというものは把握しております。その状況も踏まえて今回5年間の任意指定をお願いしておりますが、基本的にこの債務負担行為の限度額——繰り返しになりますが——これにより5年間の基本協定を締結いたします。各年度の指定管理料の詳細につきましては、別途年度協定を締結することになりますので、その中で法人の経営努力、あるいは経営環境の変化に応じて適正な指定管理料というものを定めていきたいというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 課長、ではお尋ねしますよ。予算編成事務規則から見ていったら、予算の収入・支出に関する詳細は、予算見積りの中で計上しなければいけないとなっていますね。年次別退職者は、あなたは予算査定の際に配慮したのですか、しないのですか。どっちですか。配慮した上でこの予算査定をしたのか、配慮しないまま査定をしたのか、いずれですか。答弁してください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） あくまでも債務負担行為による限度額の設定ということで、5年間の計画、法人の収支計画に基づき査定させていただきました。

今後、先ほど部長答弁にもありましたように、第3次経営改善プラン、こちらの方ができましたら、また退職者不補充の基本、それから今後の非常勤職員との職員配置方針を含めて詳細を決定していきたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 全く説得力のない答弁ですね。予算というのは、総計予算書について合理的な根拠をもって積算するようになっていっているでしょう、地方財政法で。このことは常識中の常識ではないですか。経営基本計画が終わったら微調整をやる、微調整ではないでしょう。正規職員が6名しかいなくなるものを、19名でずっと予算要求しているのでしょうか。

今、年次別の正規職員の退職に伴う5年間の人件費削減額を8,300万というふうに私は言いました。では、これが、もう不補充というのははっきりしているのですね、不補充。ならば、やめた職員の再雇用か、季節・期間限定の職員採用か契約職員かに分けなければいけない。そうしますと、200万から300万ですよ。仮に200万から300万ということで計算をしました、試算をしてみました。そうしますと、この正規職員ではなく、現実に雇うだろうとされる職員数の削減額は、正規職員に対する削減額は、見てみますと、24年で494万、25年で2,470万、26年で1,482万、27年で494万、28年で988万、合計約6,000万ですよ。6,000万も過大に要求しているということだ。

担当課長、担当課長。あなたの方に総合振興センターから事業計画が上がりました。このときに、こういう事業費、人件費について、あなたの方はどういう聞き取りをされましたか、答弁してください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

振興センターの方から24年度以降の収支予算、事業計画が上がってきまして、収入及び支出に対して数度話し合い、協議をしながら今のところに落ちついたところでございます。

○24番（泉 武弘君） こういうことでしょうか、事業費の積算、これに伴う人件費は、過年度の事業実績を参考にしてきたのでしょうか。今言うような退職人員の推移、こういうものについては、今回の事業費の査定については何ら検討していないのではないですか。明確に答弁してください。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

御指摘のとおり、その件につきましては、精査というところまで至っておりません。しかしながら、先ほども——繰り返しになります——最終予算の計上につきましては、この分を考慮に入れながら今後していきたいと思っております。

- 24番（泉 武弘君） 市長、副市長、教育長、今この議論していることは、微調整で済む問題ではないのです、市長。年次別退職者というのは決まっているのですね。総合振興センター19名が6名に28年度はなるって決まっている。なのに、正規職員の人件費で計上して、計上というのは、総合振興センターから出てきた過年度実績をもとに、これを是として予算要求して、予算査定で、今計上されているということなのです。こんな予算を審議できますか。あなたは、くしくもこう言ったでしょう。議員の皆さんに慎重な審議をお願いします、こう言って提案理由の説明の末尾に言っているのです。

この債務負担行為は一たん取り下げるか、または25年までの新法人制度移行までの期間までに切り直すか、いずれかをしなければ、これはいわゆる架空の人件費を議会に示して人件費の搾取をしようとした、このように思われても仕方ない。これだけ、6,000万もの人件費、正規職員と再雇用、嘱託職員、臨時、こういうものに切りかえた場合の人件費差額は6,000万円近くになる。これを審議なさい、認めなさい。冗談ではないよ、こんなことをしたら市民から何と言われますか。

まず、この予算を、この債務負担行為の予算を取り下げる。そして、さらに指定管理期間を25年までに変える。こういう作業をやる気持ちはないですか。市長、答弁してください。市長の答弁を待っています。

- 市長（浜田 博君） 今、御指摘をいただいた点については、十分精査をして考えたいと思います。

- 24番（泉 武弘君） 今回の問題は、私が28年目なので、議員になって初めて。こんなずさんな予算の計上、初めてです、市長。そして、事の重みはここにあるのですよ。総合振興センターの理事長が、副市長の友永さんが理事長。実態に伴わない予算要求をして、それを最終的に査定したのが浜田市長。ここに今回の持つ大きな問題点がある。

今、精査してと言われましたね。精査するのでもいいのですが、退職者数というのは精査も何もない。決まっている。

市長、これは議員に予算審議をしてくださいという以前の問題だと私は思うのですよ。早急にこの減額修正するのか。指定管理するものを一たん取り下げて再提案するのか。ここらしなければ、大きな問題が積み残されたままの予算審議になります。また、議会はこれを議決できません。これほど明確に人件費に大きな開きがあるということがわかっていながら、それが是か非かという議論以前の問題だ。

もう1回聞きますよ。友永副市長、あなたは総合振興センター理事長、最高責任者ですよ。この内容をわかっていたのではないですか。総合振興センター理事会で今後不補充という議論がさっきありましたね、採用しない。採用しなかったら、今の人が定年になっていくのはわかるでしょう。あなた、理解していたのではないの。

- 副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

理解をしておったかということでございますけれども、私の方としては、最終的なことはちょっと今のところわかっていないというのが状況でございます。ただ、私の方といたしましては、こういう、先ほど議員さん御指摘の件がございました。そういうことも含めまして、また債務負担行為という本筋のものもございまして。そういうことの中で年度ごとの修正といいますか、提案をしながらそこで出していくというのが、債務負担行為のものではないかというふうに思っておりますし、今後につきましても、また考えさせていただきたいと思っております。

- 24番（泉 武弘君） 日本語の理解が、これほど難しいとは思いませんでした。債務負

担行為だから5年間でずっと調整していきますよと、こう言ったのですね。いない職員の人件費を上げて、これをどう調整するのですか。そんな中途半端な答弁しなさんなよ。市民は、きょうの議論を見ているのですよ。

今、市税、手数料、負担金、こういうものの滞納額は41億超えているのでしょうか。これにあなたたちは、特例をして納税をしてもらわなければいけないのでしょうか。こういう行政課題がある中で、片方で市民の税金をこういう計上の仕方をしている。ここが問題だと私は言っている。

さらに、体育施設の正規職員の平均給与を見ます。福利厚生を含みますと、700万を超えているのです。福利厚生を含まない場合614万。月額5万1千1,000円。臨時職員の平均給与は、年間88万円、月額7万3,475円。志高湖野営場の正規職員の平均給与は、年間680万円、月額56万円。この前、海浜砂湯のことについて言いましたね。口入れみたいなものではないか。管理職だけが高い給与を持って、実際に現場で働いている人の間に賃金格差が余りにも大きいではないか。こう言ったら、企画部長、あなたは、それは今後見直しを含めて検討しますと答弁したのでしょうか。この指定管理者制度導入の基本的な問題は、民間のノウハウを入れる、民間に準拠した賃金構成で経費負担を削減する。こういうところが大きな課題だった。余りではないですか、あなたたちのやり方は。

運動場の管理、志高湖の野営場の管理で、700万円台の給与をもらっている方をその管理に当たらせる。どこかあなたたちは考え違いをしているのではないの。しかも架空人件費を上げて。これは、今後の市政運営の基本的な問題だと思う。

市長、今の質疑を聞いて、あなたの今の率直な感じを述べてください。

○市長（浜田 博君） 感想としては、指摘をいただいた点を真摯に受けとめます。しっかり審査をしたいと思います。

私は、いつもあなたを取り上げております第2条第14項、最少の経費で最大の効果、これを基本に行政運営をやってきました。これが目標でございます。そういう意味で行政運営の基本、この目標はあくまでも地方自治法第2条第14項、これを基本としたときに、その人件費を架空で上げたという言葉については、私は非常に今受けとめまして、しっかり精査をして、この審議をお願いしている状況につきまして、再度しっかり説明をさせていただきたい、こう思っています。

○24番（泉 武弘君） ぜひとも、そうしてください。そうしなければ税の運用の中で、税を預かって指定管理をお願いする、その側、その方がこんなずさんな計上をしては、市民の理解は得られません。ぜひともこれを思い切って再提案するのか、3年間だけするのか、ここらの方法論も含めて精査してほしい。このことを強く求めておきたいと同時に、議員の皆さんにも、今質疑をしたように、この議案は議案として体をなしていない。このことだけ申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（松川峰生君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時38分 散会